

令和6年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

令和6年9月24日（火）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第59号 社会資本整備総合交付金事業 町道安井南谷線（第3工区）道路改良工事請負契約について
- 第 3 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 議案第53号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第54号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第55号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 第 7 議案第56号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第57号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第58号 令和6年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 認定第 1号 令和5年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 2号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 3号 令和5年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 4号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 5号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 6号 令和5年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 7号 令和5年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 8号 令和5年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定

定について

- 第18 認定第9号 令和5年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第10号 令和5年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第11号 令和5年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第12号 令和5年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第13号 令和5年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第14号 令和5年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第15号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について
- 第25 認定第16号 令和5年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第26 閉会中の継続調査について

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（13名）

- 1番 山崎裕二君
- 2番 山崎眞宏君
- 3番 畠中清司君
- 4番 伊藤康二君
- 5番 居谷知範君
- 6番 西山芳明君
- 7番 隅山卓夫君
- 8番 谷口勝巳君
- 9番 山田均君

- 10番 東 まさ子 君
- 11番 松 村 英 樹 君
- 12番 森 田 幸 子 君
- 13番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

- 町 長 畠 中 源 一 君
- 副 町 長 山 森 英 二 君
- 総 務 部 長 松 山 征 義 君
- 健 康 福 祉 部 長 木 南 哲 也 君
- 産 業 建 設 部 長 栗 林 英 治 君
- 企 画 情 報 課 長 堀 友 輔 君
- 総 務 課 長 田 中 晋 雄 君
- 財 政 課 長 山 内 明 宏 君
- デジタル政策課長 田 畑 昭 彦 君
- 税 務 課 長 小 山 潤 君
- 住 民 課 長 大 西 義 弘 君
- 福 祉 支 援 課 長 原 澤 洋 君
- 健 康 推 進 課 長 西 野 菜 保 子 君
- 子 育 て 支 援 課 長 保 田 利 和 君
- 医 療 政 策 課 長 中 野 竜 二 君
- 農 林 振 興 課 長 山 内 敏 史 君
- 商 工 観 光 課 長 片 山 健 君
- 土 木 建 築 課 長 井 上 晴 之 君
- 上 下 水 道 課 長 村 田 弘 之 君
- 会 計 管 理 者 谷 口 玲 子 君
- 瑞 穂 支 所 長 豊 嶋 浩 史 君
- 和 知 支 所 長 山 内 善 史 君
- 教 育 長 松 本 和 久 君

教 育 次 長	岡 本 明 美 君
学 校 教 育 課 長	宇 野 浩 史 君
社 会 教 育 課 長	西 山 直 人 君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	樹 山 敬 子
書 記	山 本 美 子
書 記	松 谷 洋 二

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、早朝より傍聴大変ご苦労さまです。

本日の会議は、健康管理のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

本会期中に各委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業及び付託議案等の審査が行われました。

9月10日に全員協議会が開催され、議会の活性化について話し合われました。

9月19日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営について協議されました。また、同日に全員協議会が開催されました。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、議案第59号 社会資本整備総合交付金事業 町道安井南谷線（第3工区）道路改良工事請負契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、議案第59号 社会資本整備総合交付金事業 町道安井南谷線（第3工区）道路改良工事請負契約についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日、追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第59号 社会資本整備総合交付金事業 町道安井南谷線（第3工区）道路改良工事請負契約につきましては、共栄・小南特定建設工事共同企業体と1億2,056万円で契約を締結することについてであります。安井地内において、町道安井南谷線の道路改良工事を

実施するものです。

工期は、令和7年12月26日までとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 議案第59号 社会資本整備総合交付金事業 町道安井南谷線（第3工区）道路改良工事請負契約についての補足説明を申し上げます。

施工場所については、議案書を1枚めくっていただきまして、資料1の位置図をご覧ください。右上の安井公民館から竹野方面へ向かって約300メートルの町道安井南谷線の道路改良工事でございます。京都府が管理しています一級河川曾根川が真ん中左から右上に流れております。曾根川を横断する赤い丸で囲っている箇所が、本日お願いしております区間でございます。本区間は、安井地内から竹野・小野方面への連絡をしている区内の重要な町道となっております。

1枚めくっていただきまして、資料2に工事概要を添付しております。

工事延長は153メートル、全幅員7メートルの2車線道路となっており、道路改良、舗装、コンクリート橋、橋梁下部、築堤、護岸、仮設工を計画しております。

1枚めくっていただきまして資料3に平面図、1枚めくっていただきまして資料4に光久橋の橋梁一般図、1枚めくっていただきまして資料5に仮設工、1枚めくっていただきまして資料6に工程表、別紙といたしまして入札結果表を添付しております。

契約の方法につきましては条件付一般競争入札で、令和6年9月13日に開札を行い、令和6年9月18日に仮契約を締結しております。

それでは、議案書の1ページに戻っていただきまして、契約内容につきましては議案書のとおり契約金額1億2,056万円で、契約の相手方は京都府船井郡京丹波町須知伏拝14番地22、共栄・小南特定建設工事共同企業体、代表者、共栄建設株式会社代表取締役 徳岡敏明。契約期間は、議会の議決を得た日から令和7年12月26日までとしてお願いするものです。

以上、簡単ではございますが、議案第59号 社会資本整備総合交付金事業 町道安井南谷線（第3工区）道路改良工事請負契約についての補足説明とします。

ご審議賜りまして、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、入札参加された企業全てにおいて特定建設工事共同企業体、いわゆるJVでの参加となっておりますが、このJVでの参加を求める要件があるならばお示しいただきたいと思います。そして、価格が関係しているのであれば、税込の価格でお示しください。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 特定建設工事共同企業体、いわゆるJVの関係でございますけども、まず、金額の基準というものはございません。本町の運用としましては、約1億円あたりを一定目安にして考えております。

また、JVにする要件につきましては、工事内容につきまして難度が高いような工事を選定しております。今回の工事につきましては、橋梁の架け替えに伴う仮設道路でありますとか仮設橋の設置など、難度の高い工事となっておりますので、単体企業ではなく、JVというような発注をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 曾根川の護岸の改修などするわけでありますが、広範囲の改修計画になっております。京都府との関係ではどういうふうになっているのか。財源的には京都府も幾らか負担してくれるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 一級河川曾根川についてなんですけども、京都府の管理になっておりまして、河川法の河川協議を行っておりまして、河川法第24条、土地の占用許可と、河川法第26条、工作物の新築等の許可を得て工事をしております。京都府の財源の負担についてはございません。町のほうで負担となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 1点お尋ねしておきます。

工事に伴います周辺の用地を借地をするということで、5人の方に協力をいただくという

ことではございましたが、借地をする5人の方というのは全員が地元の人なのか。また、借地の補償というのは土地代、また水稻等作付されておれば、そういう栽培の補償も入っているのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 借地する方は、町内の方5人になっております。

米等の補償についてなんですが、借地料に含まれておりますので補償等はいりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 借地料というのは何かそういう基準があるのかどうか伺っておきたいと思います。工事をする場所によって土地の条件等も違うと思うんですけども、そういうものはあるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 国のほうが定めております近畿地区用地対策連絡協議会というのがありまして、そちらの本で借地料は算定しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。

議案第59号 社会資本整備総合交付金事業 町道安井南谷線（第3工区）道路改良工事請負契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

《日程第3、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第5号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第4、議案第53号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、議案第53号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 今回の議案は、12月2日に現行の被保険者証が廃止されることに伴う条例改正であります。条例の中の、被保険者証とともに受給者証を提示しなければならないという文言の中の被保険者証を削除するものでありますけれども、医療費助成を受ける場合、被保険者証に代わるものは提示しなければならないのかお聞きします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 被保険者証に代わるものとしてマイナ保険証、あるいは資格確認書ということになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これですべての質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君） それでは、議案第53号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

京丹波町すこやか子育て医療費助成条例は、幼児、小学生、中学生の医療費を無料にする助成条例であります。その第5条で、対象者が医療機関で医療を受ける際に、医療保険各法に定める被保険者証（又は組合員証）とともに受給者証を提示しなければならないとしております。

今回の条例改正は、12月2日から現在の保険証を廃止してマイナンバーカードの健康保険証のみを利用することを前提とした改正であります。マイナ保険証については、当初より誤登録や情報漏えいなどのトラブルが相次ぎ、今も不安が払拭されておられません。多くの国民がマイナ保険証に不安を感じており、現在の紙の保険証の廃止を望んでおられません。

また、マイナ保険証の導入に当たって、医療機関や町職員の皆さんにも大きな負担が覆いかぶさることになるのではないのでしょうか。現在の紙の保険証を廃止して、マイナ保険証を強要することに道理はありません。国民の不安の声に背を向け、国に追随する議案には賛成することができません。

以上の理由からこの議案に賛成できない。

以上、討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○12番（森田幸子君） ただいま提案になっております議案第53号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から一言申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正するもので、令和6年12月2日に施行されることに伴い、この条例の規定が改正されるものであります。

国が申し入れていますDXの体制について、京丹波町も皆様の利便性を高め、また、最高の医療を提供するためには、このDX化は欠かすことのできない施策と私は断言させていた

だきます。不安をあおるのではなく、スムーズにこのような行政が進むような言葉を私たちは述べていきたいと思ひますし、断固これは進めていただきたい。また、町民のためにこのような施策は進めていただきたいと私は思っておりますので、賛成の立場で申し上げました。

以上であります。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

議案第53号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願ひます。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第54号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、議案第54号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 今回の条例で国民健康保険法第3条と第4条においては、第3条は、保険料を滞納している世帯主に被保険者証の返還を求めるということでもあります。また、第9条は、世帯主はその世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときに速やかにその旨を届け出るということでもあります。第3条、第4条の保険料を滞納している世帯ということがありますが、12月2日に現行の保険証が廃止になりますと資格確認書が届くわけでありませうけれども、滞納している方も含めたマイナ保険証を持っていない全ての被保険者に配布されるのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 12月2日から新規の交付がなくなりますので、現在、国保で言ひましたら3月31日まで期限がございます。その少し前になるとと思ひますけれども、マイナ

保険証をお持ちでない方には資格確認書のほうをお送りさせていただくということになるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君） 議案第54号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

この議案も、現在の紙の保険証を廃止してマイナンバーカードの健康保険証のみ利用することを前提とした議案であります。

今回の改正は、国民健康保険条例第13条の罰則についての条文の中の第9項を第5項に、もしくは虚偽の届出をした場合は同条3項、もしくは第4条の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないという文言を、または虚偽の届出をしたに改めるというものであります。

議案第53号でも述べましたが、多くの国民がマイナ保険証に不安を感じており、現行の保険証の廃止を望んでいません。質疑の中で本町のマイナ保険証の利用率は、今年6月時点で10.59%、国は10.99%であることが明らかになりました。さらに、マイナンバーカードへの健康保険証の登録者数も京丹波町内において57.5%であります。約半分がマイナ保険証を取得していない状況であるのに、保険証を廃止するということは問題であり、国民皆保険制度の根幹を揺るがす事態であります。

よって、マイナンバーカードの健康保険証のみを利用することを前提とする本議案に反対をいたします。

以上、討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○12番（森田幸子君） ただいま上程になっております議案第54号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場より一言述べさせていただきます。

先ほども述べましたが、マイナ保険証は、全国市町村全てがデジタル化に向けての体制を

12月2日から整えるということであります。また、マイナンバーカードは強制的ではありませんが、DX化するためには、12月2日からの条例の制定について、皆さんの協力を担当課から強力に推進をしていただくための情報提供をさせていただきますし、また、これは国民を混乱させるのではなく、これに反対してマイナ保険証に反対する方のためには、行政の施策が余計に混乱すると聞いております。全町民さんがスムーズなマイナ保険証の利用を進められますようお願い申し上げまして、私は賛成の立場より述べさせていただきました。

以上。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

議案第54号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第55号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、議案第55号、京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画（変更）の1ページ、区分6で生活環境の整備として、ウで廃棄物処理施設について文言を追加しております。後段の総合的な環境対策の推進とごみの減量化、一般廃棄物の適正処理などが課題となるということですが、本計画において具体的にどのように取り組んでいくのかお示してください。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○大西住民課長（大西義弘君） 計画の関係でございます。いろんな意味でごみの減量化、また、プラスチック等を含めた再利用化、そういった総合的に判断しての今回の改正ということと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 文言のとおりでございます。具体的にどのように課題克服に取り組んでいくのか。示せる点があったら具体的な点を示してください。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 今後のことにはなりますけれども、例えば今回のパッカー車の購入とかでありましたら、プラスチックの一括回収を新たに取り組むといった意味での車両購入というふうに聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 2点お尋ねしておきます。

今もありましたけれども、京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画変更の生活環境の整備というところに廃棄物処理施設というところがございます、そこに文言が入っているわけでございますけれども、特に、今後は、総合的な環境対策の推進とごみの減量化という規定になっているわけでございます。生活環境のいろんな変化の中で、ごみの減量化というのは非常に大事と思うんですけども、本町としては具体的にごみの減量化、こういうように取り組むとかそういう方向というのはあるのかどうか。当然これをつくらんなんと思うんですけども、その点について1点伺っておきます。

それから、4ページにあります計画変更の資料の中に、今もありましたけれども、パッカー車なりバキューム車タンク1台というようなことで更新ということだと思っておりますけれども、この更新というのは、例えば10年を一つの基準にして更新をしていくとかそういう基準はあるのかどうか伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） まず、1点目でございます。

先ほど山崎議員の中でも答弁をさせていただいたように、総合的にということにはなるんですが、具体的に言いますと、これからのプラスチックの一括回収等を視野に置いた取組というふうに聞いておるところでございます。

続きまして、更新等の関係でございます。パッカー車でございますら、耐用年数は4年ということでお伺いしておりますけれども、実際には大体15年以上ぐらい使用されておるということでお聞きをしておるところでございます。また、今回、バキューム車タンクにつきましてもタンクの乗せ換えで、車としてはもともとの車でございますけれども、これについ

ても既に20年を経過した車というふうには聞いておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 生活環境の整備のところのごみの減量化というのは、集めるほうの車の一括回収とかそういうことだと思うんです。このところの減量化というのは、住民に対してどういうように、それぞれの家庭において減量化に取り組む意識を持つということも大事だと思うんですけども、そういう意味の減量化というのは基本的な考え方には入っていないのかどうか。やはりそれぞれの家庭においてごみの減量化、ごみを少しでも出すのを減らしていくということが非常に大事だと思うんですけども、この場合はそういう位置づけではなしに、回収において一括回収とかそういうことの意味なのか、もう一度伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） この計画につきましては、船井郡衛生管理組合の立場から立てられているものでございます。ですので、回収とかそういったことになりますけども、そもそもごみの減量化等につきましては、今回、補正予算でもお願いをしておりますけども、堆肥化処理機であったりコンポスター等は町としての対応を引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

議案第55号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第56号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第7、議案第56号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 事項別明細書の7ページ、8ページ、歳入の府補助金、総務費府補助金のうち、京都府ふるさと応援交付金として292万円、町に交付があります。京都府の当初予算資料をひもときますと、1,700万円が還元されるうちの292万円ということで、およそ6分の1超の還元が京丹波町に来ているということになりますが、そのたくさん還元された要因をお示してください。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 議案書8ページ、ふるさと応援交付金の原資でございます。

これは、京都府がふるさと納税の京都府版市町村連携型というのを実は今年度から実施をされました。そこで、京丹波町も、京都府という名前を冠して返礼品として出すほうが有利であると思われるものにつきましては、京都府の連携型に参加をしているという状況でございます。参加している全市町村の中で京丹波町に対する納税額が1位になりまして、その中で比率割合で交付されている交付金となつてございますので、そのことが要因しているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 歳出の20ページでございます。

予防費の中に予防接種事業ということで、今回、予算化をされているわけでございますけれども、予防接種業務委託料ということで3,115万7,000円というのがあるんです。10月1日から実施というような説明があったんですけども、対象者への通知は個人ごとにするということになるのか。また、予防接種というのは、以前のような集団ということではなしに、個々がかかりつけの病院とかそういうところで接種するということなのか、どういう取組を考えているのか伺っておきたいと思ひます。

あわせて、予防接種費用助成金というのが6万8,000円ありますが、これは誰に助成をするということになるのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西野健康推進課長。

○健康推進課長（西野菜保子君） 今回の委託料でございます。65歳以上の接種を希望される高齢者と60歳から65歳未満で基礎疾患のある方、それから生活保護の方、いろいろございますが、全体として2,525人を見込んでおりまして、それぞれ案内のほうは広報なりアプリ、それから文字放送等でお知らせをしまして、各医療機関には接種を開始する旨、通知を差し上げております。個人でお申し込みいただくということになっております。

それから、6万8,000円の分でございます。これは、委託の医療機関で受けていただいた接種を自己負担で払われた場合、負担された方に返還する金額でございます。人数としては5人見込んでおります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 今、予防接種に関わって、広報とかアプリとかで知らせるということでもございましたけども、町が発行する広報とか特別のチラシを作って案内するというようなことはしないのかどうか。希望者ということもございますけども、やはり予防接種は非常に大事なことだと思いますので、コロナの関係でいきますと、表にはなかなか出ていませんけれども、コロナというのはなかなか鎮静化していないというのが現状だと思うんです。そういうことを踏まえて、やはり予防接種というのをしっかり受けていただくということが大事だと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西野健康推進課長。

○健康推進課長（西野菜保子君） 今回、今までみたいに対象となる方にご案内を個別にするということは考えておりません。お問い合わせいただきましたら、それぞれ対応はさせていただきますけれども、広報周知には努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

東君。

○10番（東まさ子君） 議案説明のときに説明いただいたんですけども、6ページの地方交付税であります。

京都新聞の報道によりますと44億3,100万円ということで、前年に比べて1.3%の減ということでありました。説明では、当初、普通交付税は44億円で、今回、1,726万円増額補正ということで、44億3,100万円と比較すると1,400万円ほど少ないわけでありまして、説明のところに森林環境譲与税の収入が1,500万円あったということもお聞きしており、そういう点でこの1,726万円になったのか、確認の意味でお聞きしたいのと、それから、基準財政需要額が1億424万円、2.3%マイナスになって、それは下水道費とか農業行政費、ちょっと聞き間違いかも知れませんが、そういうふうにお聞きしたのですけれども、そういう理解でいいのかお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 普通交付税の関係でございますけれども、新聞報道にありましたのは、普通交付税と国が後に全額を返済する臨時財政対策債を含めた形になっております。

それと、基準財政需要額の関係でございますけれども、先ほどありましたように、下水道費の資本費平準化債の関係でありますとか農業行政費の関係で、前年度と比べますと大きく減少しているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） それから、土地改良施設維持管理事業ということで763万9,000円、説明では大滝池の地質調査業務の増加に伴う追加補正ということでありました。大滝池というのは、どのような改修工事をするための地質調査をしているのか。老朽化しているのだとは思っておりますけれども、どのような改修工事をするための調査を行っているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 大滝池の改修でございますけれども、平成25年度の調査によりまして、地震が発生したときに堤体が円弧すべりをするおそれがあるという結果が出まして、地震時において被害が生じるおそれがあるという結果に基づきまして、今回、土質調査を実施いたしまして、地震が発生したときに揺れによって堤体がどのような影響を受けるかというような調査をするものでございまして、対策が必要となりましたら、堤体の補強盛土など検討することとしております。そのための土質調査というような内容となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 予防接種のことでもう一度お尋ねしておきます。

先ほど65歳以上の方が対象者で、もちろん希望者ということで、一応2,525人想定しているということでございましたけども、本町の65歳以上の方で対象となる人数というのは何人なのか。人口の45%が65歳以上でございますので、相当な人数になると思うんですけども、その何割かの方が希望されて予防接種を受けていただくということで、2,500人余りを想定しておるといことだと思っております。その想定の根拠というのはどういうところからその人数を割り出しておるのか、伺っておきたいと思っております。やはり希望者でございますので、しかし、そういう予防接種の自由があるということは関係する方には届くようなシステムをしっかりとって、徹底すべきだというように思いますので、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 西野健康推進課長。

○健康推進課長（西野菜保子君） 説明不足で申し訳ございませんでした。委託料で支払う接種者数が2,525人で、償還払いでお支払いする接種者の方が5人ということで、合計2,530人です。60歳から64歳で障害を有する方、これが令和6年7月1日現在ですが5人いらっしゃいます。それから、65歳以上の対象者につきましては、令和6年6月1日現在で5,615人、合計で5,620人いらっしゃいます。接種率を45%と見込みまして、対象を2,530人としております。この45%でございますが、令和5年度のインフルエンザの接種率が大体55%、それよりも低くなるのではないかとこの見込みの下で約45%という算出をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

これで討論を終わります。

議案第56号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第57号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第8、議案第57号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 1点伺っておきます

歳出の10ページの委託料でございます。

この中に認知症地域支援・ケア向上事業として、講演会等開催委託料ということで15万4,000円予算化をされておるわけでございますけれども、講演会というのはどのような内容のものを考えているのかということと、委託料でございますので、どういうところに委託するということになるのか、併せて伺ってきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 講演会等開催委託料でございますが、映画の上映を考えておりまして、映画の上映会社に対しての委託料を考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 映画ということでございますので、認知症の関係の映画なのかどうか分かりませんが、そういう映画というものがあって、それを取り組もうということだと思うんですけども、内容的にはどういうものを考えておられるのか伺っておきたいと思います。また、上映場所です。こういうときでございますし、認知症ということになりますと高齢者だけではありませんけれども、旧町ごとにするとかそういうことも必要かと思うんですけども、そういうことも考えているのか。町の中の1か所ということなのか、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 認知症の当事者と介護される夫のドキュメンタリー映画の上映を考えております。場所につきましては、山村開発センターみずほを考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

議案第57号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第58号 令和6年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第58号 令和6年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 資本的支出の関係で、17ページで伺っておきます。

工事請負費で2,975万円というのが予算化されておるわけで、工事内容については12件の工事というようなことを聞いたんですけども、その中で梅田処理場、和知の本庄処理場の工事という説明があったんですけども、具体的には梅田処理場なり和知の本庄処理場も一定の規模のものでございますので、工事内容というのはどういふのを想定されて予定しているのか伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） 資本的支出の工事の内容のご質問でございます。

まず1点、梅田処理場につきましては、破碎機の更新工事ということで、管路を流れてき

ます、汚物のほかにもいろいろなものが流れてくるんですけども、それを一定細かく砕くものが必要になってきます。この破砕機というのを更新するという工事で、こちらに242万円の予算を見込んでおります。あと、本庄につきましては、し渣脱水機更新工事ということで、このし渣というのも下水道の管路を流れてきます、今の破砕機のための工程になるかと思うんですけども、河川に放流する前にいろんな細かくなったごみを取り除く脱水機の更新工事ということで305万1,000円の予算を見込んでございます。

2つについては以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第58号 令和6年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、認定第1号 令和5年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第25 認定第16号 令和5年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について》

○議長（梅原好範君） 日程第10、認定第1号 令和5年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25 認定第16号 令和5年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題とします。

16件について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、東まさ子君。

○予算特別委員会委員長（東まさ子君） 8月30日の本会議において、決算特別委員会に付託されました令和5年度京丹波町一般会計、13特別会計、国保京丹波町病院事業会計決算認定、水道事業会計利益の処分及び決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は、9月13日、17日のいずれも午前9時から開催いたしました。それぞれの審査内容につきましては、議長、議会選出の監査委員を除く全議員で特別委員会が設置されたことから、省略させていただきます。

審査の結果につきましては、9月17日に議長あてに提出しておりますお手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第15号までの15議案について、いずれも原案のとおり認定となり、認定第16号について、原案のとおり可決及び認定となりました。

それでは、委員会審査報告書を朗読し、報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査結果の順に朗読いたします。

認定第1号 令和5年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第2号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第3号 令和5年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第4号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第5号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第6号 令和5年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第7号 令和5年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第8号 令和5年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第9号 令和5年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第10号 令和5年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第11号 令和5年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第12号 令和5年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第13号 令和5年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第14号 令和5年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第15号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、原案認定。

認定第16号 令和5年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、原案可決及び認定。

以上、報告といたします。

○議長（梅原好範君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

認定第1号 令和5年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○9番（山田 均君） ただいま提案をされております認定第1号 令和5年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和5年度は、畠中町政1期目の2年目の予算として執行された決算です。令和5年度一般会計決算は、歳入総額が115億5,481万776円、歳出総額が114億8,849万6,831円でした。畠中町政が公約実現に向けてどう取り組んだのか。住民目線に立った予算執行が行われたかを示す決算です。予算執行の中には、住民要望やコロナ対策、物価高騰対策なども実施されており、評価すべき点は当然評価するものであります。畠中町政は、町民みんなが元気、希望、笑顔のあふれるまちづくりの実現に向けて、健やかで幸せな食の町、教育と子育ての町、人のふれあいを感じる町、これを町政の柱として行政推進を行いました。次の点について指摘をするものです。

1つには、健やかで幸せな食の町です。

町民の安心安全と健康で心豊かな生活を保障するための取組の一つに住民健診があります。病気の早期発見が何よりも大事であり、健診の重要性は高齢になるほど大事になっています。町が実施をしている健診の項目は、特定健診、基本健診と合わせて各種がん検診、成人歯科検診、ピロリ菌検査など9項目ですが、高齢化が進む本町では、高齢者が受診しやすい方法や対策、特定健診に聴力検査を加えるなどの取組が必要です。聴力検査は、認知症予防の対策にもつながるなど非常に大事な取組です。健診項目に加えることを質問でも求めましたが、改めて強く実施を求めるものです。あわせて、高齢者等へのきめ細かな取組を求めておきます。

農林業では、農業の後継者は地域や集落の後継者です。後継者対策、担い手対策は喫緊の課題です。議会ごとに対策や取組の必要性を指摘していますが、進んでいません。待ったなしの状況にあります。対策委員会などを立ち上げて、最優先に継続的に取り組むべきです。町長の本気度が問われることを指摘するものです。

生産振興対策では、売れる米づくりの取組として、近年の異常な高温は米の品質低下の原因と考えられます。コシヒカリに代わる品種の普及を全ての農家を対象に取り組むべきです。決められた農家だけの栽培では必要な農家にも普及しません。京都府に改善を求めるべきです。

2つ目の教育と子育ての町では、保護者の皆様が安心して働ける子育ての環境や、教育環境を充実させていく必要があると考えていると、施政方針で18歳までの医療費助成制度について京都府制度の拡充にあわせ、さらなる拡充を検討すると表明されているように、改善・改良ができる制度や施策は実施していくべきであります。その中に、18歳までの医療費助成制度の償還払いを現物給付に見直すべきです。実施されている市町村の制度や条例の内容を調査研究し、実施に向けて取り組むべきです。

また、学校給食についても無償化に向けて取り組むことを強く求めるものです。子育て京都一番ではなく、子育て日本一を目指すべきです。

また、社会教育の分野では、旧須知小学校の校舎を地域の歴史的文化財として位置づけ、活用方法を検討・研究すべきである点も指摘するものであります。

3つ目は、人のふれあいを感じる町、災害に強い町を構築することが大切であるとされています。石川県能登地域では、1月の大震災から復興への取組が進みつつあるところへ、追い打ちをかけるように9月の大洪水が襲う状況がテレビでも報道されていますが、もう住めない、こんな悲痛な声に返す言葉も出ません。本町でも緊急時における町民への情報伝達方

法は不十分です。特に、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、障害者に配布しているタブレットは、令和3年度のケーブルテレビ廃止の緊急対策として実施したものと、令和4年度以降のひとり暮らしや高齢者世帯、障害者はスマートフォンを持っていることが前提になっております。実態も把握されておりません。これでは弱者は置いてきぼりではありませんか。こんな冷たい町政運営で、町民みんなが元気、希望、笑顔あふれるまちづくりの実現に向け、人のふれあいを感じる町と言えるでしょうか。大きくかけ離れています。

予算執行における不用額について指摘をするものです。

令和5年度決算では3億3,557万1,169円の多額の不用額が出ています。不用額については、できる限り早期に把握し、補正予算等で他の住民要求に充当することが当然ですが、災害復旧費の1,158万9,310円の中で、農林水産施設災害復旧費の農林漁業事業補助金で368万7,000円の不用額が出ています。災害が一部地域に限られていたとはいえ、激甚災害に匹敵する災害が起きております。畦畔の崩壊、用排水路の倒壊など、甚大な被害を受けた集落や地域では復旧工事の地元負担に苦慮され、予定をしていた事業の中止など大きな弊害も出ています。不用額を出すのではなく、補助率の引上げなど支援を行い、再生産に取り組めるように、農家への激励と支援が必要である点を指摘するものです。

町長は、まちづくりの将来像を子どもとお年寄りが安心して暮らせる町にする。農林業が基幹産業としての重要性を増すことができるよう魅力を引き出せる町にしたいと、町政運営にかける意欲を当選直後に語っておられます。本当にこの立場が大事だと思います。

今、政府は、国民の不安や疑問に応えることなく、一方的に強権的にデジタル化を進めています。地方自治体も対応する取組を進めていますが、大事なことは、高齢化が進む中で、デジタル化についていけない住民を置き去りにするのではなく、対策や対応を検討研究して、一人も取り残さない町政運営を基本に、デジタル化に取り組むべきことを指摘するものです。

また、町政運営に必要なことは、今住んでいる住民が安心して喜びを感じる町であれば人が移り住んでくる。この立場で町政運営を進めることが必要である点を強く指摘するものがあります。

このことを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

居谷君。

○5番（居谷知範君） ただいま上程となっております認定第1号 令和5年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

令和5年度予算は、町長が掲げられる政策の3つの柱、健やかで幸せな食の町、教育と子

育ての町、人のふれあいを感じる町、つまりは幸せのまちづくりへの見える化、具現化を目指した予算に対する決算です。

令和5年度一般会計決算では、歳入115億5,481万776円、歳出114億8,849万6,831円、翌年度繰越1,914万6,000円を差し引いた実質収支は、4,716万7,945円の黒字となりました。

人口減少が続く本町にあって、住民税や固定資産税などの町税の減少による財政の硬直化が懸念される中、自主財源の確保に努めるべく、ふるさと納税において、本町が誇る返礼品である地場産品を昨年度より新たに88品目追加して528品目とし、検索エンジンの最適化、いわゆるSEO対策や、現地決済型ふるさと納税の積極的な導入なども行い、また、卵やワインなどの返礼品で定期便を設定し、多様なニーズを取り込み、好評を博した結果、令和5年度のふるさと納税額は、令和4年度の寄附金額2億2,100万円を大きく上回る3億5,700万円と昨年と比べ161%の増加。令和元年度の2,160万円からの比較では、この5年間で実に16倍以上の増加となっており、納税額では京都府内で5位、町村単位では1位となっています。このことは、これまで畠中町政において積極的に推し進められてきたタウンプロモーションの大きな成果の一つであり、単に納税額の増加にとどまらず、ふるさと納税を入り口とした京丹波ブランドの価値向上や、京丹波町そのものに興味をお持ちいただき、いわゆる関係人口、ひいては移住定住の促進にもつながる可能性のあるものと今後においても大きな期待を寄せるところであり、引き続いての積極的な施策の展開をお願いするものです。

また、本町には、昨年度400万人もの観光入込客があったとされていますが、これは道の駅「京丹波 味夢の里」をはじめとする町内4つの道の駅が牽引したものであり、これらのコンテンツを有効活用すべく、本町が目的地の1つとなりますよう、そして一人でも多くの方々に京丹波町ファンとなっていただけるような施策の強力な推進を引き続きお願いを申し上げます。

また、歳出につきましては、さきに述べました政策の3つの柱を中心に施策が推進され、めり張りのあるこれからの町の在り方を明らかにした決算であったと総括できるのではないかと思います。

1つ目の健やかで幸せな食の町においては、京丹波栗リファイン事業や丹波くり振興事業において、令和4年度に実施したガバメントクラウドファンディングを財源として活用し、町の特産品としてそのブランド価値を創造し、生産者の確保や育成、生産の拡大に取り組まれたことを高く評価するものです。

また、ウェルネスの部分におきましても、健康増進事業やウォーキングを推奨するポイント事業など、積極的な事業展開が図られました。

そして、教育と子育ての町については、本町独自の施策であるすこやか子育て支援金事業を開始し、成長の節目である小学校入学時と卒業時、中学校の卒業時に5万円の祝金を支給し、切れ目のない子育て支援と本町における子育て環境の充実に寄与するものであったと評価いたします。さらには、こども園における使用済みおむつの回収も始まり、保護者の負担軽減の観点からも評価を得ているところです。

給食事業につきましては、昨今、給食費無償化の議論も多く、多くの自治体で行われてはおりますが、私個人としては地元産食材を積極的に取り入れ、子どもにとって安心して栄養価の高い安全な給食を提供することが、食の町・京丹波を標榜する本町にとって1つのアイデンティティーになるのではないかと考えます。令和5年度より取り組まれている食の町・京丹波フードバレーならではの学校給食創造事業において、食を通じた学びを積極的に推進し、子どもたちが地域の歴史や文化、暮らしについて理解を深めることにより、郷土愛や地域への誇りの醸成に取り組まれたことも大きな評価に値するものと考えます。

最後に、人のふれあいを感じる町につきましては、プロモーション戦略事業の深化はもとより、移住定住相談窓口や道の駅「瑞穂の里・さらびき」の再整備、新モビリティ事業など新規事業も多い令和5年度となりましたが、それぞれに5年、10年、さらにその先の本町に対する先行投資的な意味合いを持つ事業運営であったと評価するものであります。本年度以降も継続している事業がほとんどであり、一層の事業推進をお願いいたします。

これまでに例として申し上げました事業以外にも、表に出にくい町民の皆様の生活やなりわいを支える裏方的な事業や業務も多くありますが、職員の皆様がそれぞれに適正に業務を遂行いただいていることに感謝と敬意を申し上げます。

最後に、今後につきましても、公平公正な税負担の観点から、不納欠損金の低減に各課の横断的な一層の努力を求めまして、私の令和5年度京丹波町一般会計歳入歳出決算に対する賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

決算認定の評決は起立により行います。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号 令和5年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

これより暫時休憩に入ります。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時45分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第2号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君） 認定第2号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

国保加入者の90.2%が所得200万円以下であり、国保は所得の低い方で構成されている医療保険であります。保険税は据置きが続いておりますが、国保は同じ所得で比べた場合、協会けんぽや共済組合の保険料の2倍近いことがこれまで多くの加入者に大きな負担を強いております。特に、負担能力のない子どもにまで負担を負わせる均等割1人につき3万1,500円は、国保だけにある制度で、子育て世代にとっては大変重い負担です。国の改正で就学前までの子どもの均等割負担が令和4年度から半額軽減されましたが、なお、国保加入者にとって大きな負担です。子どもの均等割は廃止すべきであります。同じ収入、世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで保険税の負担が大きく異なる格差を解消することは公平公正という点からも重要です。

令和5年度の国保特別会計の決算では、基金残高は3億4,697万8,566円あります。これは1人当たりになると11万6,553円になります。引下げは可能であり、引下げすべきであります。

また、18歳未満の子どもの医療費助成を行う自治体に対する国庫補助金を減額するペナルティーが今年の4月から廃止されましたけれども、厚生労働省は6月に、子どもの医療費について自己負担を設けている場合、国からの支援金を増やすという通知を自治体に出しました。国に対し本通知の撤回と国の制度として18歳までの医療費無料化制度の創設を要請

すべきであります。

さらに、今年12月2日からの現行の健康保険証の廃止は、保険証利用登録されたマイナンバーカードへの移行を強制するもので認められません。

以上、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○12番（森田幸子君） 認定第2号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険制度は、我が国の社会保障制度における国民皆保険の根底を支えるものであります。本町の国保事業は、少子高齢化などで被保険者数の減少による保険税の減少や、医療の高度化などによる医療費増加の傾向の中で大変厳しい事業運営が続いています。このような中で、国保税負担を据置きとし、町民の健康を守るため、疾病予防事業、特定健康診査事業、訪問指導事業などの実施で、疾病予防や健康づくりに積極的に取り組んでおり、大きな効果を上げていると確信しています。本年12月2日からマイナ保険証の事業も実施されます。スムーズな進行をよろしくお願いいたします。

今後とも、医療費の適正化をはじめ、国保税収納率の向上による負担と給付のバランスを保ち、将来にわたり安定した国保事業運営が図られることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和5年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君） 認定第3号 令和5年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

高齢者の多くは年金生活者であり、この間の物価高騰や年金の実質低下の影響は甚大であり、厳しい生活が強いられております。2022年10月から2割負担になった方は、本町の被保険者3,312人のうち、451人の方の医療費の窓口負担が2割になりました。受診抑制につながる結果も出ております。こうした負担の増大はやめ、1割負担に戻すべきであります。施行後3年間、令和7年9月30日までは2割負担の対象となる方の1か月の外来医療の窓口負担の引上げに伴う負担増加額は3,000円まで抑えるという配慮措置がありますが、この配慮措置は延長すべきであります。保険料は2年ごとに改定されます。75歳で線引きし、かかった利用費の一定割合を保険料で賄うというやり方は、負担能力を全く無視した考え方であります。高齢になれば誰でも病気がちになるのは当たり前であります。しかも、高齢者だけを囲い込んでいるという本制度は、高齢者人口の増加により医療給付費が増加傾向になるのは当たり前であります。支払い能力は低いまま、一方、給付費が増えるばかりという制度の矛盾は、公費負担割合を増やすことによってしか解決しないことを指摘いたします。

また、マイナンバーカードの取得は任意であり、申請しない方があっても当然であります。

一方で、健康保険証は保険料を納入している被保険者全てに交付することは当然であります。国民皆保険制度を堅持することからも、現行の保険証は堅持すべきであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○11番（松村英樹君） ただいま上程されています認定第3号 令和5年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度とは、昭和58年の老人保健法制定以降も高齢者の医療費が増え続けたため、75歳以上患者の一部負担と公費負担を増やし、世代間や被保険者の公平を保つために生まれた健保や国保から独立した制度であります。

本会計は、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づき、被保険者から徴収した保険料を広域連合に納付する収支となっております。令和5年度の決算は、保険料特別徴収率100%、普通徴収率97.6%、保険料全体では99.4%となる高い収納率となっております。決算額は、歳入が2億8,274万9,000円、歳出が2億7,803万5,000円で、形式収支及び実質収支とも471万4,000円の黒字決算となっております。

本町では、後期高齢者を対象とした個別診断及び人間ドックの助成も継続され、限られた財源の中で高齢者の疾病予防や重症化予防に対応されています。

今後におきましても、医療費の適正化と健康寿命の延伸を図っていくことを期待して、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 令和5年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○9番（山田 均君） ただいま提案されております認定第4号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論を行います。

令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計の歳入総額は21億9,954万1,404円、歳出総額は21億4,877万5,479円で、歳入歳出差引額は5,076万5,925円の黒字でした。

第8期の介護保険事業計画では、令和5年度当初予算の介護給付費は20億3,221万1,000円と見込んでいましたが、歳出総額は19億3,311万3,232円で、9,909万7,768円の過大見込みであったことが明らかになりました。不用額も含めて介護保険給付費準備基金に5,439万1,000円を積み立てました。第8期事業計画では、令和3年度から令和5年度までの3年間の介護給付費等の費用を見込んで保険料を算定しています。介護給付費の実績が少ないと保険料が高過ぎたということになります。本来なら被保険者に還元すべきですが、無理なことから第9期介護保険事業計画で保険料に還元すべきです。

また、利用者負担については、国の補助制度補足給付が縮小され、低所得者の施設入所やショートステイ利用者の部屋代、食事代等の負担増となっています。介護保険サービスの利用を控える動きも出ていますと新聞報道にもあるように、見直しを国に強く求めるべきです。

介護保険制度は、改正がされるごとに内容が悪くなっています。介護保険制度の本来の趣旨に基づき、国の責任の下、介護保険制度を改善し、誰もが安心してサービスが受けられるように、国に対して利用者の声をしっかり届ける責任が地方自治体にはあることを指摘し、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西山君。

○6番（西山芳明君） ただいま上程となっております認定第4号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

歳入における介護保険料は3億7,568万9,000円となっており、令和6年3月末現在の徴収対象者は5,640人であります。

一方、歳出では、保険給付費が19億3,311万3,000円であり、多岐にわたる介護保険事業は、国や府支出金、また一般会計からの繰入金で賄われており、介護事業ご利用者やそのご家族にとっても大変大きな支えとなっております。

介護保険制度の基本理念は、自立支援であります。高齢者が自らの意思に基づき、自分の有する能力を最大限に生かして、自立した質の高い生活が送れるように支援することとされております。誰も、一生を誰の手も借りずに自らの意思で人生を全うしたいと願っているものの、加齢とともに要介護状態になり得る可能性は否定できない状況の中で、万一、介護が必要になったとしても、可能な限り地域において自立した日常生活を送れるよう、支援することが介護保険制度の本旨であります。

一方、我が国の65歳以上の高齢者人口は、2000年を前後に、以降、世界で最も高い高齢化率で上昇傾向を示しており、人口推計ではピークは2042年とされております。さらには、2060年には39.9%の高齢化率となり、1人の高齢者を1.2人で支える人口構造になるとの推定値も示されております。

こうした超高齢化社会を見据えた社会保障の在り方を考えるとき、一人ひとりが安心して暮らせる地域社会を維持していくためには、介護保険制度の安定的運営が必要不可欠であり、一時的・短期的な視点ではなく、将来を見通した長期的視野に立った介護保険制度維持の観点からも現行制度の運営は適切であり、賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 令和5年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号 令和5年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 令和5年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 令和5年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 令和5年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 令和5年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 令和5年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号 令和5年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○議長(梅原好範君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、認定第10号 令和5年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 令和5年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 令和5年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 令和5年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 令和5年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 令和5年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 令和5年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 令和5年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 令和5年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 令和5年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第16号 令和5年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○9番(山田 均君) ただいま提案をされております認定第16号 令和5年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和5年度京丹波町水道事業会計は、地方公営企業法に基づく企業会計に移行して6年目となります。地方公営企業法では、経営の基本原則として常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定をしています。

京丹波町の令和5年度の給水人口は1万2,577人で、前年度比299人減でございました。給水件数は6,715件、前年度比16件の減となっております。1日最大配水量は1万3,872立米になります。

平成20年、16年前になりますが、事業再評価の水需要予測、畑川ダム建設に伴って出されたものでありますが、生活用水として日平均給水量を4,265立米、業務用水として日平均給水量を5,079立米、合わせて9,344立米の水需要があるとして、京丹波町も京都府も畑川ダム建設を必要とする根拠としましたが、水需要の根拠とした計画給水人口

は、丹波・瑞穂地域で2万3,280人でした。現在の京丹波町全体の給水人口比で見ても54%にしかありません。いかに過大で無責任な計画であったかは明らかです。

令和5年度の町内企業の使用水量上位10社が使用した日量水量は1,686.3立米でした。平成19年に事業用等の水の増量要望水量の調査をしていますが、その要望水量の38.8%で4割にも届いていません。事業所からの増量水量と人口増を根拠にして畑川ダム建設を推進しましたが、あまりにも調査した数字がずさんであったことは明らかです。また、下山の工業団地、現在創業している10企業の使用水量は日量56立米で、水需要計画の僅か5.37%です。

こうした実態から見ても、畑川ダムが果たしているのは洪水調整が第一の役割になっています。ダムの維持管理の負担割合の見直しを京都府に申し入れることを強く求めるものです。京丹波町の負担割合を見直すべきです。毎回指摘しておりますが、施設の維持管理を委託ではなく職員の現場主義を徹底して、老朽化した施設の改修や水源の枯渇などへの対策を計画的に取り組むべきであります。

また、本町の閉栓・開栓の手数料が1回3,000円、近隣市町の10倍、使用料も府下で最上位の位置にあります。1回3,000円は、現在の水道の基本料金より高いのはあまりにも異常です。早急に見直すべきです。見直しにはメーターの交換が必要とのことでした。目標年度を決めて進めるべきであります。現状は、公共料金が高い住みにくい町になっています。特に若い層には大きな負担になっています。他市町村の2倍に料金になっているのです。高齢化率が45%を超えている本町では、水道料金の引下げと併せて基本水量5トンを設けるなど、負担軽減にも取り組むべきです。

また、水道の給水量は、既存の施設をしっかりと維持管理すれば、ダムだけに頼らなくても安心しておいしい水を十分に賄えます。そのためにも、毎年指摘している有収率を87%以上に取り組むべきです。71.5%ではあまりにも低過ぎます。一般企業では成り立ちません。改善計画を立てて取り組むべきであります。

また、有効率は90%以上を確保すべきです。74.4%では、これもあまりにも低過ぎます。一般企業では成り立ちません。この有効率についても改善計画を立てて取り組むべきです。この点を指摘するものであります。

水道は暮らしになくてはならないものです。高齢者やひとり暮らしの町民をはじめ、全ての町民が安心して暮らせるまちづくりに取り組むことを求めて、反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○7番（隅山卓夫君） 認定第16号 令和5年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

京丹波町水道ビジョン2020、4年目に当たり、本計画に掲げられた事業を着実に推進され、経営基盤の強化に取り組まれていること、そして、建設改良事業においても、老朽化した管路の布設替えや厳しい経営環境の中、何よりも大事な安定供給に向けた中央監視システム更新など必要な事業推進をされていることを評価するものであります。

年間配水量に対する有収水量の占める割合であります有収率もさることながら、無収水量は78万9,000立米であります。これは、一般的な学校のプール（縦の長さは25メートル、横幅は12.5メートル前後、水深は約1.35メートル前後）に必要な水量を計算をいたしますと約422立米であります。一般的な家庭のお風呂に使われる水の約4年分の水量がプールにとって必要であります。本町の無収水量は、プールに換算をいたしますと1,870個分となります。無収水量の原因は、漏水が主な原因であり、配水施設設置後50年以上が経過をしている老朽管の更新の必要性がありながら、更新等の財源確保や経営に与える影響を踏まえながら対応とはいえ、管路の更新については事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な事業推進が望まれます。また、電気料金、資材等の高騰により、給水原価が供給単価を上回る状況は、人口減少が加速度的に進む今後、水道事業を継続できないおそれすらあります。水道管の更新のための資金を十分に確保するための方策や、現状認識に対する住民の皆様への情報提供についても必要な時期に来ていると思っております。

そのような中、収益的収支については、営業外収益とも昨年より減少したにもかかわらず、総費用において、資本的収支で人件費を負担する、光熱費の減少などにより、最終的な純利益も6年連続で黒字決算となり、経営指標の経営の健全性についても維持されております。

今後においては、老朽化した管路の耐震化工事の計画的な実施により、安全な水道水を安定的に供給するため、効率的で効果的な施設改良を期待しまして、認定第16号 令和5年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。

認定第16号 令和5年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり可決及び認定されました。

《日程第26、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第26、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会及び各常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和6年第3回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 隅山卓夫

〃 署名議員 谷口勝巳